

施策名【ひとり親家庭支援・低所得者福祉】

章	節	施策		主要施策	事務 事業 コード	事業数	事務事業	管理 方法	補助 金	補助金等名称	課	係	備考
4.豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり	2.地域で支え合う社会福祉の充実	4.ひとり親家庭支援・低所得者福祉	(1)	ひとり親家庭への支援の充実	4241-1	1	助産施設入所事業	簡易			子育て支援課	子育て支援係	
					4241-2	2	母子生活支援施設入所事業	簡易			子育て支援課	子育て支援係	
					4241-3	3	児童扶養手当給付事業	簡易			子育て支援課	子育て支援係	
					4241-4	4	母子家庭等生活・自立支援事業	通常	1	母子寡婦福祉会補助金	子育て支援課	子育て支援係	
					4241-5	5	臼田児童福祉関係窓口事業	簡易			臼田支所	高齢者児童福祉係	
					4241-6	6	浅科児童福祉関係窓口事業	簡易			浅科支所	高齢者児童福祉係	
					4241-7	7	望月児童福祉関係窓口事業	簡易			望月支所	高齢者児童福祉係	
			(2)	生活保障・自立支援の充実	4242-1	8	生活保護事務事業	簡易			福祉課	保護係	

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	母子寡婦福祉会補助金		
事務事業名称	母子家庭等生活・自立支援事業	事務事業コード	4241-4
所 管	福祉 部	子育て支援課	子育て支援 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市社会福祉団体補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 23 年度 (経過年数 13 年)	終期設定	(有)・無	終期	令和 8 年度
目的	ひとり親家庭の福祉向上を目的に組織された佐久市母子寡婦福祉会の実施する母・父と子の集い事業に対し補助金を交付し、ひとり親家庭の親睦を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助金額:母子寡婦福祉会が行う母・父と子の集い事業費の1/2以内				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☐ 個人		
	名称(個人は除く)	佐久市母子寡婦福祉会			
指標設定	設定の考え方	母・父と子の集い事業の参加者数 (最終実施年度:R1年度参加者数)		目標値	84人
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	0 件	0 件	
決算額(予算額)	0 円	0 円	470,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	0 円	470,000 円
指標	目標値 (単位)	84 人	84 人
	実績値 (単位)	0 人	0 人
	達成率	%	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	—	左記の理由、課題等	令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止しており、その後役員のなり手不足等の事情から会自体が休止状態であり、令和5年度も事業が行われなかった。
	有効性	—		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	当団体は、ひとり親家庭の福祉の向上に寄与してきたことから、当面の間(交付要綱の終期である令和8年度まで)、現行どおり補助を継続するが、直近4年間事業が行われていないことや、会自体が休止している状況を踏まえ、終期到来をもって補助金を廃止することを含め見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	×
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	—
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	×

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

・ひとり親家庭の福祉向上を目的に組織された佐久市母子寡婦福祉会に補助金を交付し、共に助けあい相談できる場を設け会員相互の親睦を図り福利厚生を推進することは必要と考えるが、近年、実質的に当該母・父と子の集い事業以外に会としての活動が行われていなかったことや、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止して以降、直近4年間事業が行われていないこと、現在会自体が休止している状況を踏まえ、終期到来をもって補助金を廃止することも含め見直しを行う。